

日行連発第1659号
令和3年3月1日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 坪川 貞子

中小企業庁からの要請（「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に係る申請サポートのお願い）について

日頃より本会の運営にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大を受け、中小企業庁より2月26日付・事務連絡「「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に係る申請サポートのお願い」のとおり、協力要請がありました。

つきましては、下記のとおりお送りいたしますので、会員の皆様への周知をお願いいたします。

併せまして、各単位会におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者及び国民に対するサポートとして無料電話相談窓口の設置等、引続きの支援活動に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 添付資料

- 「「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に係る申請サポートのお願い」令和3年2月26日付事務連絡・中小企業庁発・日本行政書士会連合会宛

2. 会員の皆様に周知いただきたいこと

- ①中小企業庁からの協力要請文書（2月26日付・事務連絡「「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に係る申請サポートのお願い」にあるとおり、一時支援金の「登録確認機関」としての協力に加え、中小法人・個人事業者等の申請希望者の支援にも積極的に対応いただくようお願いいたします。

- ②一時支援金の申請受付開始は3月初旬とのことで、現在のところ受付前ですが、今後、以下に記載の「一時支援金」ホームページにおいて随時情報が更新されるとのことですので、適宜ご確認ください。

★ホームページ「一時支援金」（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

- ③行政書士が一時支援金の申請希望者を支援するにあたっては、中小企業庁からの

協力要請文書にある『申請サポート（申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等）』に止まらず、有償で申請代行（申請フォームの記入・送信）をすることができます。

- ④一時支援金の申請にあたり、行政書士のメールアドレスを用いて件数制限なく申請代行が可能である旨、中小企業庁から回答を得ています。
- ⑤一時支援金の申請希望者から報酬を受ける場合は、その中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も十分に踏まえ、適切にご対応いただくようお願いいたします。

3. その他

上記「会員の皆様に周知いただきたいこと」は、日行連ホームページ会員専用サイト「連.con」にも掲載します。

以上

日本行政書士会連合会 御中

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に係る申請サポートのお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

中小法人・個人事業者等への支援にあたってはいつもご協力を賜り、改めて御礼申し上げます。また、昨年5月1日より申請受付を開始しました「持続化給付金」において、全国の中小法人・個人事業者等の申請サポートにご協力いただきました皆様には、改めて感謝申し上げます。

この度、中小企業庁では、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）」を給付いたします。

「一時支援金」の給付にあたっては、不正受給や誤って受給してしまうことを防ぐため、皆様には、申請希望者に対して「事業を実施しているか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等について形式的に確認を行う「登録確認機関」としてご協力を賜り、深く御礼申し上げます。

来月より「一時支援金」の申請受付を開始予定であります。本給付金の申請にあたっては、できるだけ早期に給付ができるよう、「持続化給付金」と同様に電子申請としております。

こうした電子申請を円滑に進めるべく、中小企業庁では、全国に申請サポートの拠点を設置するべく準備をしておりますが、皆様におかれましては、「登録確認機関」としてのご協力に加え、申請を希望する中小法人・個人事業者等から申請サポートの依頼があった場合は、可能な限りご対応いただければ幸いです。

なお、この際、本申請はあくまで本人申請が前提であり、他者の名義での申請は認められておりませんが、申請希望者に申請サポート（申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等）を行うこと自体はこれに当たりません。皆様におかれては、電子申請が困難な者へのサポートなどを通じて支援をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

また、申請希望者から申請のサポートの対価（報酬）を得ることはできますが、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、当該対価（報酬）については、柔軟にご対応いただくようお願いいたします。